(1) 基本料金 2024年 6月 1日 改正

状態区分	- 日あたりの 単 位	一日あたりの 基本料金(円)		月額料金 (基本単位に級地区分率 10.45を乗じた額の一割)	
		一割負担	三割負担	一割負担	三割負担
要支援 2	749単位	783	2,348	23,481円 /30日	70,443円 /30日
要介護 1	753単位	787	2,361	23,607円 /30日	70,819円 /30日
要介護 2	788単位	823	2,470	24,704円 /30日	74,111円 /30日
要介護 3	812単位	849	2,546	25,456円 /30日	76,369円 /30日
要介護 4	828単位	865	2,596	25,958円 /30日	77,873円 /30日
要介護 5	845単位	883	2,649	26,491円 /30日	79,472円 /30日
(a)初期加算	30単位	31		入居後30日間を加算。30日超の入院後,再入居する場合も加算	
(b)入院時費用	246単位	257		退院後の再入居の受け入れ体制がある場合、1月に6日を限度として加算	
(c)医療連携体制加算(I)ハ	37単位	38		看護師による24時間連絡体制の確保など算定条件あり	
(d)医療連携体制加算(Ⅱ)	5単位	5		医療的ケアが必要な状態	
(e)サービス提供体制強化加算	22単位	23		勤続10年以上の介護士が25%以上いる。	
(f) 口腔衛生管理体制加算	30単位/月	313/月		歯科衛生士が介護職員に対し口腔ケアに係る助言、指導を行ってい	
(g)協力医療機関連携加算	100単位/月	105/月		入居者が急変した場合、診療を	行う体制を常時確保している
	40単位/月	42/月		上記以外の場合	
(h)退去時情報提供加算	250単位/回	261/1回		退居後の医療機関に対して入所	听者の情報を提供した場合
(i)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位	209		外部のリハビリ専門職等が事業	所を訪問する場合
(j)介護職員処遇改善加算 I	上記該当単	位合計×	186/1000	厚生労働大臣が定める基準に適	合している介護職員の賃金の改善費
(m)看取り介護加算	72単位	7	5	死亡日以前31~45日以下	
	144単位	15	50	死亡日以前4日以上30日以内	
	680単位	711		死亡日前日及び前々日	
(死亡日以前30日限度)	1280単位	1,338		死亡日	

※ 福岡市の級地区分率 10.45

(2) その他の利用料金

① 入居一時金	100,000	円	入居開始日までにいただきます。
② 家 賃	50,000	B	月額 (但し、月途中で入退去の場合は、日額 1,666円で日割計算)
	50,000	17	外泊・入院時に関しては、居室確保のため返還いたしません。
③ 食 事 費	42,000	HIII	月額(但し、月途中で入退去の場合、外泊、入院時における欠食分は、
			減額(事前に申出必要)いたします。
④ 水道光熱費	20,000	Н	月額 (但し、月途中で入退去の場合、日額 667円で日割計算)
			外泊・入院時に関しては減額しません。
⑤ 受診付き添い・介護費用	2,000	円	1時間につき

(3) その他

① 個人に関わる費用	実	費	理美容代・消耗品(オムツ等)・医療費・趣味活動材料費等
------------	---	---	-----------------------------